

朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅・建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、市民の生命・財産を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）における住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害防止対策改修に要する経費に対して、予算の範囲内において朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。
- (2) 建築物 前号に掲げる住宅以外の建築物であつて居室を有するものをいう。
- (3) 土砂災害対策改修 既存の住宅等に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させるために必要な外壁の改修、塀の設置等を行うことをいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅」という。）の所有者であること。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者（以下「準所有者」という。）とする。
- (2) 補助対象住宅の所有者（準所有者が補助金の交付を申請する場合にあっては、そのもの。以下この条において同じ。）及びその同一世帯に属する者

全員について、市税等の滞納がないこと。

- (3) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象住宅の所有者が所有する他の住宅等について、この要綱による補助金が交付されていないこと。
- (5) 補助対象住宅の所有者及びその同一世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 朝倉市内に存する住宅等であること。
- (2) 特別警戒区域内の住宅等であること。
- (3) 住宅等の敷地が、特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であること。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反していないこと。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅であること。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に行う土砂災害対策改修とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象事業に要する費用の額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）が50万円以上であること。
- (2) 補助金交付決定前に事業に着手（補助対象事業に係る着工及び契約を締結することをいう。）をしていないこと。
- (3) 補助金交付決定の日の属する年度の2月末日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに第12条の規定による報告書の提出ができること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の額（以下「補助事業額」とい

う。)に23パーセントの割合を乗じて得た額とし、75万9,000円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 補助事業額は、330万円(消費税等を除く。)を限度とする。

(他の補助制度との併用の取扱い)

第7条 補助対象事業が、他の補助制度の対象となったときは、他の補助制度を優先するものとし、その対象となった費用について重複して補助金を交付することはできないものとする。ただし、市長がこの要綱による補助金の交付を適当と認める場合については、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象住宅ごとに、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 補助対象住宅に係る登記事項証明書その他補助対象住宅の所有者が確認できるもの(発行日から3月以内のものに限る。)
- (2) 世帯全員の市税等の滞納がないことの証明書(発行日から3月以内のものに限る。)
- (3) 補助対象住宅の付近見取図、配置図(特別警戒区域内であることが分かる図を含む。)、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真
- (4) 補助対象住宅が建築された時期が確認できる書類(他の書類と兼ねることができる。)
- (5) 朝倉市土砂災害対策計画に係る構造規定適合報告書(様式第2号)。ただし、次号の書類を添付する場合は、省略することができるものとする。
- (6) 建築基準法の規定による確認済証(同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。)
- (7) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書の写し(工事の詳細が分かるもの。土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるもの。)

(8) 建築士の免許証（土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第5号の規定による建築士のもの）の写し

(9) 同意書（様式第3号）

(10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定し、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業着手届（様式第5号。以下「着手届」という。）に補助対象工事の請負契約書の写しを添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（変更の申請）

第10条 決定者が、申請書に記載した内容を変更し、又は中止しようとするときは朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付変更等承認申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 変更後の補助対象工事の見積書の写し

(2) 変更後の補助対象工事の内容がわかる図面等

(3) 工事内容の変更予定箇所の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の変更決定）

第11条 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の変更交付を決定し、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金決定変更等通知書（様式第7号）により決定者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第12条 決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日（その日が閉庁日に当たる

場合は直前の開庁日)のいずれか早い日までに、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業完了報告書(様式第8号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の各工程の施工状況の写真(施工箇所ごとに施工中、施工後の状況が分かり、設計図書どおりに施工されていることが確認できるもの)
- (2) 建築基準法の規定による検査済証(同法の規定により検査済証の交付を受けた場合に限る。)
- (3) 補助対象事業の実施に関する契約書の写し(土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。)
- (4) 補助対象経費を支出したことを証する領収証の写し。ただし、補助事業と併せてリフォームなどの他の工事を行う場合は、補助事業に係る工事費と他の工事費に係る工事費が内訳として分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、報告書の提出を受けたときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金確定通知書(様式第9号)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、朝倉市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金請求書(様式第10号)により補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 着手届を正当な理由なく速やかに提出しないとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 決定者は、補助金交付の決定を取り消された場合において既に補助金が交付されているときは、市長が定めた期限までに当該交付の決定を取り消された額の補助金を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。